

和地ひとみレポート No.450

令和3年 指定管理者の事業実施内容の評価結果

東大和市の指定管理者制度の現状は



■指定管理者制度とは

…先日、9月27日付で『令和3年度 指定管理者の事業実施内容の評価結果』が公表されました。

…東大和市は平成15年9月の地方自治法の改正で、公の施設の管理に指定管理者制度が導入されたことを機に、平成18年4月から指定管理者制度を導入しています。

…この制度は、「公の施設に民間事業者等が有するノウハウを活用し、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置目的を効果的に達成するため」に設けられたもの。民間事業者等を含む法人その他の団体を議会の議決を得て指定し、公の施設の管理に関する権限を委任して行わせるというものです。

…この「公の施設」とは、「住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設」（地方自治法第244条）。すなわち、保育園、体育館、図書館など様々な施設がこれに該当することとなりますが、住民の利用に供することが目的ではない市役所庁舎、給食センター等はこれに該当しないとされています。

よって、例えば、東大和市の学校給食センターの調理配膳業務は民間事業者が担っていますが、これは施設の管理全体ではなく一部の業務のため、指定管理者制度ではなく“業務委託”という形になります。

■東大和市の導入状況は

…東大和市では、これまで高齢者施設、市民会館（ハミングホール）、スポーツ施設について指定管理者制度を導入してきました。そして、今年度より市立図書館の地区館2館（桜が丘図書館・清原図書館）についても指定管理者制度を導入しています。

【指定管理者制度を導入している施設と事業者など】

※市からの年間委託料はR3年度の額。万単位まで。

【高齢者在宅サービスセンターきよはら】

- ◆指定管理者:社会福祉法人 多摩大和園
- ◆指定期間:平成31年4月1日～令和6年3月31日
- ◆市からの年間委託料:300万円

【高齢者在宅サービスセンターむこうはら】

- ◆指定管理者:社会福祉法人 向会
- ◆指定期間:平成31年4月1日～令和6年3月31日
- ◆市からの年間委託料:300万円

【東大和市高齢者ほっと支援センターきよはら】

- ◆指定管理者:社会福祉法人 多摩大和園
- ◆指定期間:平成31年4月1日～令和6年3月31日
- ◆市からの年間委託料:2,799万円

【東大和市民会館(ハミングホール)】

- ◆指定管理者:株式会社コンベンションリンケージ
- ◆指定期間:平成31年4月1日～令和6年3月31日
- ◆市からの年間委託料:9,985万円

【体育施設等】

※体育施設:市民体育館・東大和市民プール・市立桜が丘市民広場・上仲原公園野球場(陸上競技場を含む)・上仲原公園テニスコート

- ◆指定管理者:株式会社 Rond・スポーツ
株式会社 クリーン工房 共同事業体
- ◆指定期間:令和2年4月1日～令和7年3月31日
- ◆市からの年間委託料:7,308万円

【市立地区図書館】

- ※地区図書館:桜が丘図書館・清原図書館
- ◆指定管理者:株式会社 図書館流通センター
- ◆指定期間:令和4年4月1日～令和9年3月31日
- ◆市からの年間委託料:5,592万円

■指定管理者制度導入までの流れは

…現在、東大和市で指定管理者制度を導入している施設は、前述の通り。また、現在、市では新たに指定管理者制度を導入することを検討している施設はありません。

…東大和市では、指定管理者制度を含め、公の施設の管理運営のあり方を検討するにあたって、統一した市の考え方を示した「指定管理者制度に係る基本方針について」（以下、基本方針）を平成18年2月に策定。その後、平成18年4月以降制度を導入したことにより、実際の手続きに則った内容及び組織改正による署名変更に対応するため、平成23年3月、平成29年7月、平成30年5月、令和4年4月に一部改訂をしています。

…指定管理制度の導入は、最初に明記したように「民間事業者等が有するノウハウを活用し、住民サービスの質の向上を図っていくこと」が目的ですが、基本方針の中では「指定管理者制度の活用は、これらの行政改革大綱の目標に沿ったもの」ともされています。

【行政改革大綱の中で指定管理者制度が関わる点】

- (1)職員数の削減
- (2)安定した行財政運営確立のため民間活力導入の推進

…そのうえで、基本方針の中では「指定管理者制度は業務委託に比べ、法制度上、選定手続きの公正性・透明性を担保する手続きが設けられており、市民への説明責任も果たしやすい仕組みになっていることから、市は、公の施設の管理運営への民間活力の導入にあたっては、指定管理者制度を積極的に検討することとする。」と指定管理者制度を位置付けており、制度導入までの流れについても示されています。

(裏面に続く)

【制度導入までの流れの概要】

- ①公の施設について、「公の施設の管理運営のあり方検討委員会」での審議を踏まえ、指定管理者制度の導入を決定
- ②施設所管課で東大和市立〇〇〇(施設名)指定管理者選定基準等検討部会を設置
- ③条例の整備・議会で議決(例:東大和市立図書館条例)
- ④募集要項・協定書原案・仕様書等を作成し募集
- ⑤審査・選定。選定者との仮協定締結
- ⑥指定管理者の指定について議会で議決
- ⑦本協定の締結⇒管理の実施

…ちなみに、指定管理者が施設管理運営を実施した場合の「利用料金」については指定管理者が自らの収入として収受できることとなっていますが、「市が適当と認めるとき」ただし、「料金の上限は市が条例で定めることが必要」と地方自治法で定められています。

■昨年度の評価は

…このようにして、施設の管理運営が指定管理者によってスタートした後、市は年に1回評価を行うこととなっています。

【指定管理者の事業実施内容の評価と指導】※基本方針より

指定管理者制度導入の検証・評価については、毎年度行うものとし、提出された事業報告書及び事業計画書をもとに行うものとする。ただし、検証・評価に必要な資料を別途、指定管理者から提出させることができるものとする。

前記の検証・評価の結果に応じて、指定管理者に対して適切な指示・指導を行うものとする。この場合、文書をもって、さらに指定管理者の責任者に直接改善を求めるものとする。

また、必要に応じて実地調査を実施するものとする。

検証・評価を担当する機関は、施設所管課及び「指定管理者選定委員会」とする。

評価結果については、指定管理者に通知後、市公式ホームページに公表するものとする。

…上記の方針により公表された令和3年度の指定管理者事業実施内容評価の内容と結果は以下の通りです。

【評価項目】

①サービスの提供

利用時間等の遵守、適正な人員配置、利用者の安全確保、施設の基本方針に沿ったサービスの提供、職員の接遇、苦情等への対応と報告、緊急体制のマニュアルと研修、平等利用の確保、利用者の要望・意見の事業への反映

②施設の管理

建物保守管理・設備機器安全確認、個人情報保護、備品の管理、清掃・警備・衛生管理、指定管理者が行う修繕、省エネ・省資源・環境への配慮、震災等への対応

③歳入歳出

適切な予算管理

【評価】

A+:協定等の遵守に加え、仕様書・基準書より優れた管理が行われた。

A:協定等を遵守し、仕様書・基準書に沿った管理が行われた。

B:協定等を遵守し、概ね仕様書・基準書に沿った管理が行われたが、一部に課題がある。

C:一部、協定等が遵守できていない。

【各施設の令和3年度の評価結果】

※評価項目の①、②、③は前述の評価項目を参照

【高齢者在宅サービスセンターきよはら】

①A ②A ③A

【高齢者在宅サービスセンターむこうはら】

①A ②A ③B

【東大和市高齢者ほっと支援センターきよはら】

①A ②A ③A

【東大和市民会館(ハミングホール)】

①A ②A ③A

【体育施設等】

①A ②A ③A

…「高齢者在宅サービスセンターむこうはら」の③歳入歳出のみ“B”という評価になっていますが、その要因は市からの指定管理委託料と利用料金等による収入に対し、事業費、人件費、管理費等の支出の方が560万円ほど多く赤字になっているためです。

…また、現在は指定管理者によって運営されている市立図書館の地区館についての評価は、今年度が初年度のため来年度からとなります。

■評価の課題は

…9月の定例会中に行われた決算特別委員会では、指定管理者による施設の評価についての課題を確認する質疑が出ましたが、市の答弁では「モニタリングは毎年度実施。まず、視察前に事業の実施報告などをまとめたものを資料として配付。その後、モニタリングの日に一日かけ全施設を順に訪問し、施設の視察、スタッフ等に対し説明やヒヤリングを実施。その後本庁において、施設の所管課長等を含めた職員にヒヤリングして評価する。モニタリングについては指定管理者選定委員による内部評価で外部委員については検討していない」とのことでした。

…この評価結果を翌年に活かすとしても、結果が出るのが半年後の9月末では遅いのでは。また、評価におけるポイントなどについてのコメントなども必要では。現在は指定管理者制度を新たに導入する施設の検討は行われていないようですが、今後も見据えて評価についても工夫の余地があると思います。

市政、議会について「自然体」「ざっくばらん」にレポート。駅前配布するレポートは毎回、最新号です。

【プロフィール】「私たちの身近にある市政、市議会。伝えることがスタートだと思います。」

1970年 東京都北区生まれ。父の転勤で1歳から群馬県で育つ。幼稚園からカギっ子。リーダーシップを発揮し、小学校で児童会長、中学校でも生徒会長を務める。大好きな音楽を究めようと武蔵野音楽大学に進学、卒業。卒業後は群馬の山あいの小学校で臨時教諭として担任を2年勤め、新しい試みで授業を活性化させ「元気印の先生」として保護者・生徒から親しまれた。学校の外一般社会で挑戦しようとベンチャー企業の(株)シートワーネットワーク(※スーパーマーケットを経営。店頭公開から一部上場、外資系企業に転換)に社長秘書として入社。のち店舗現場に異動、同社で初の女性店長となる。月刊誌『日経WOMAN』のベンチャー企業で活躍する女性特集で取り上げられる。その後、人材開発部長を拝命。『人を活かす』経営を学ぶため一念発起しカナダに留学。外から見た日本の将来に、漠然とした不安を感じる。帰国後は、不動産投資会社にて企画業務、税理士対応、広報、社員研修、組織活性化などに従事。2011年4月、初当選。現在3期目。顔の見える議員として、日々奮闘中。



東大和市 市議会議員
和地 ひとみ

■ 連絡先

和地 ひとみ事務所

HP: <http://www.wachi1103.jp>

✉ wachi_hitomi@cocoa.ocn.ne.jp

【電話・FAX】 042-516-8546

〒207-0005 東大和市高木3-274-2-102